

長沼地区防災計画

長沼地区住民自治協議会
(長沼地区自主防災会連絡協議会)

令和3年 12月

目次

令和元年台風第 19 号の教訓から考える、次の災害へ向けた 3 つの改善点.....	1
1 基本的な考え方	1
2 活動方針	
(1) 平常時の対応	3
(2) 災害時の対応	3
(3) 要配慮者（避難行動要支援者）等への支援	4
(4) 新型コロナウイルス感染症への対応	4
3 地域の特性と予想される災害	
(1) 地域の特性	5
(2) 予想される災害	5
(3) 災害（洪水）対策	5
4 地域の防災対策（具体的な対策）	
(1) 災害対策本部の体制	6
(2) 活動班体制	6
(3) 災害対策準備会義と災害対策本部について	7
(4) 長沼地区災害対策準備会議・災害対策本部設置基準	7
(5) 長沼地区災害対策本部移転・活動停止基準	7
(6) 災害対策本部での実施事項について	7
(7) 長沼地区災害対策本部組織図（緊急連絡網）	8
(8) 防災関連施設・設備連絡	9
(9) 防災資器材等	9
(10) 自主防災訓練の実施	11
(11) 資器材の点検	12

(12) 地区内の災害に関する協定一覧.....	12
(13) 災害時広域的一時利用施設等一覧.....	12
(14) 地区の避難場所・防災機関の連絡先一覧.....	13
(15) 防災機関に求める対応措置.....	14

令和元年台風第 19 号の教訓から考える、次の災害へ向けた 3 つの改善点

■地区防災体制 | 3 つの再検討

- ・情報連絡体制の再検討
コミュニティタイムラインに基づいた“早期の避難行動”を支援する体制の確立
- ・本部体制の再検討
警戒～立ち上げに至る活動内容の検討、基準の確立
- ・各区自主防災会(体制)の再検討 | 住民の個人情報分が分からず安否確認や避難誘導が難しかった
“我が家の避難計画”策定の推進と共有/各常会・組から住民への確実な避難誘導の改善

■情報・状況共有の推進 | 対応だけではなく、構えも必要

- ・発災前数日間の危機感を事前共有できていなかった
情報共有策の検討(危機感共有、水位情報・気象情報・避難情報の一元化)
得た情報を地域で共有する方策の検討(例:地区放送設備の活用、呼びかけの検討)

■地域での避難行動の検討 | 避難ルールの改善

- ・要支援者対策が必要
支援者、要支援者ともに負担の少ない避難支援の検討
コミュニティタイムラインの作成

1 基本的な考え方

(1) 地区の防災活動について

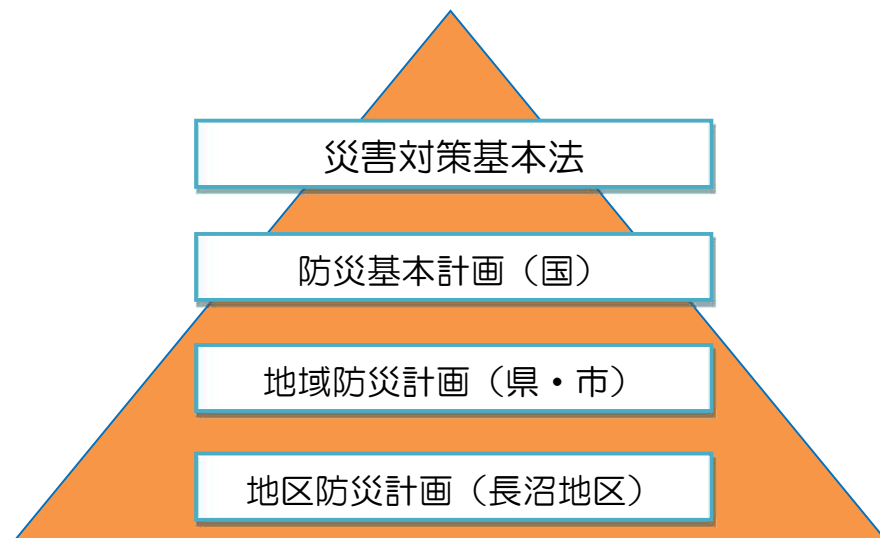
災害が発生した直後は、交通網の寸断、火災の同時多発などにより、消防や警察などの防災機関が十分に対応できない可能性があります。そんなとき、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。

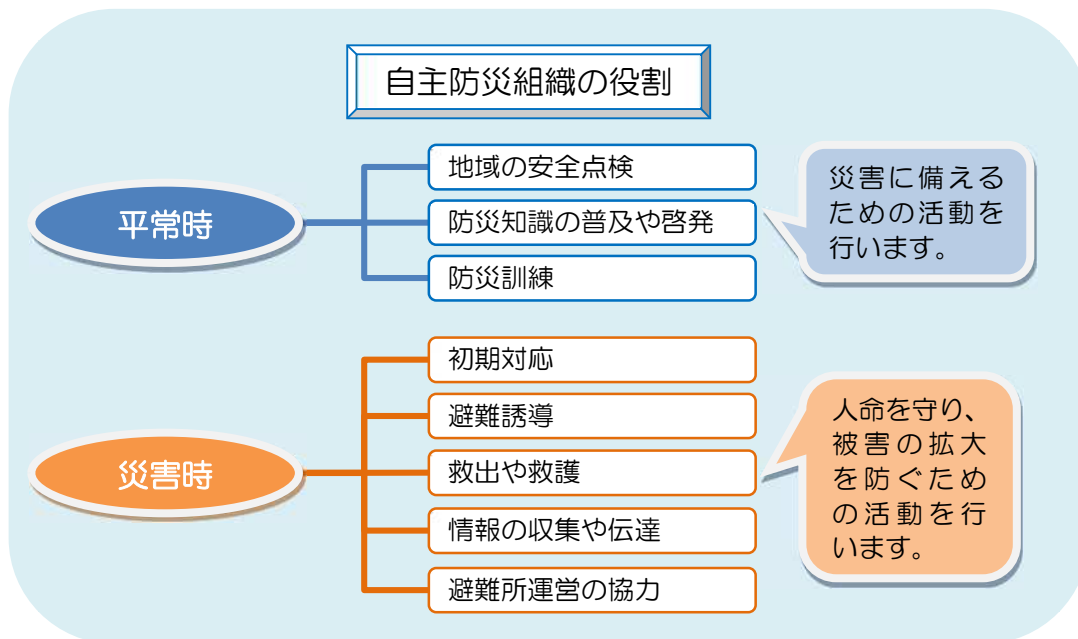
実際に、阪神・淡路大震災のときには、地域住民が自発的に救出・救助活動を行い、多くの人命を救うとともに、その後の復興にも大きな力を発揮しました。

また、東日本大震災では避難所生活が長引く中、地域住民が助け合って、さまざまな困難を乗り越えた事例も報告されています。

私達の地域でも令和元年台風第 19 号で、地区内の千曲川堤防が決壊・氾濫し、2 名の尊い人命が失われ、870 棟以上の家屋が浸水、全壊が 560 棟という甚大な被害を受けました。

私たちの地域では、「自分たちの地域は自分たちで守る」という心構えで、災害に備え、発災時・発災後には「ボランティアの力を借りて、みんなで助け合いながら」災害に強いまちづくりを進めます。





(2) 地区からの避難について（新型コロナに対応した分散避難の推進）

避難は「難」を避けることであり、避難場所等の安全な場所に移動して命を守るというのが、従来想像されていた「避難」でした。しかし、新型コロナウィルス感染症が広まっている現在では「密」を回避し、社会的距離を保ちながら生活することが求められています。

避難場所等ではどうしても「密」な状況が発生しやすく、これを避けるために感染防止対策等を講じると収容できる人の数が減ってしまいます。また、長沼地区は令和元年台風第19号による千曲川の氾濫を受けて地区内での避難が困難な状態です。

こうした複合的な「難」を避けるためには縁故避難（親戚や知人宅への避難）、ホテル避難等、それぞれの事情に応じた多様な避難（分散避難）を考えていくことが重要です。分散避難を行うためには、地区住民が危機感を共有し、互いに声を掛け合う早めの避難行動が必要となります。

(3) 地区防災計画の改定について

平成31年3月に策定した「ホームタウンながぬま」（長沼地区地域づくり計画）において「計画の柔軟な運用と継続的な見直し」が求められ、「平成27年4月に策定した長沼地区防災計画の見直しを行います」との目標が示されました。

令和元年10月13日には、台風19号の降雨により千曲川が地区内の穂保地先にて完成堤防が決壊・氾濫し、地区内で2名の尊い人命が失われ、870棟以上の家屋が浸水、自宅の二階等に取り残されヘリコプターにより救助される等、甚大な被害が発生しました。

私達はこの災害を受けて、二度と同じような被害を出さないことを目的に従来の地区防災計画、避難ルールブックを改定することにしました。

令和元年台風第19号の際は危機感が地区全体に広まらず、千曲川の氾濫直前に消防団が叩いた半鐘の音で避難を始めるひとが多くいましたが、水害は事前にある程度予測が出来る災害です。令和元年台風第19号の反省と、改正災害対策基本法第七条（住民等の責務）

第3項を踏まえ、長沼地区は「地区全体で自ら災害に備え危機感を共有し、早めに避難し、逃げ遅れゼロ」を目指します。

＜参考＞改正災害対策基本法第七条（住民等の責務）第3項

地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講じるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取り組みにより防災に寄与するよう努めなければならない。

2 活動方針

(1) 平常時の対応

いざという時に地域の力が発揮できるよう、地域の住民がみんなで協力して防災活動に取り組みます。

ア 防災知識の普及・啓発

防災対策では、地域住民の一人ひとりが防災に関心を持ち、準備することが重要です。地域住民への防災知識の普及や啓発活動を行います。

イ 地域の安全点検

防災の基本は、自分たちの住む地域を知ることです。地域として危険な場所や防災上問題のある場所などを確認し、改善のための働きかけなどを行います。

ウ 防災資器材の整備

防災資器材は、災害発生時に活躍します。防災機関が配備する資器材では足りないものを地域で整備し、日頃の点検や使用方法を確認しておきます。

エ 防災訓練

防災訓練は、いざというとき、あわてず、的確に対応するための欠かせない活動です。地域住民に積極的な参加を呼びかけて、訓練を行います。(実動訓練とともに、勉強会・図上訓練等を実施します。)

(2) 災害時の対応

災害時は、負傷者の発生や家屋損壊など様々な事態が発生する可能性があります。防災機関とも連携しながら、みんなで力を合わせて活動します。

ア まず自分の身を守る

地震なら机の下などに入る、危険な場所から離れる。

水害なら2階への垂直避難ではなく、長沼地区外へ事前に避難しましょう。

イ 情報の収集・伝達

防災機関などから正しい情報を収集し、地域住民に伝達します。また、地域の被災状況を取りまとめ、防災機関へ報告します。

ウ 救出・救護活動

自分自身がケガをしないよう注意しながら、みんなで協力して負傷者や家屋の下敷きになった人の救出・救助活動を行います。

エ 火災予防・初期消火活動

避難時にはブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めてから避難しましょう。出火した場合は消防車が到着するまでの間、延焼拡大を防ぐための初期消火活動を行います。

オ 水防活動

水害の場合は、被害拡大を防ぐための応急活動を行います。

カ 避難誘導

地域住民を安全な避難場所などへ誘導します。

自動車による避難を行った場合大きな渋滞が予想される為、今後の検討課題とします。

キ 給食・給水活動

地域で必要な物資を把握し、防災機関とも連携しながら、必要に応じて炊き出しや活動している団員・団体員への食事や飲料水の提供、着替えの確保・供給などを行います。

(3) 要配慮者（避難行動要支援者）等への支援

災害時に大きな被害を受けやすいのは、高齢者や障害者、子ども等、災害対応能力の弱い「要配慮者」といわれる方々であり、その中でも自ら避難することが困難なため、避難の際に人の助けを必要とする人〔要配慮者（避難行動要支援者）〕への配慮は大変重要です。こうした方々を災害から守るため、平常時からみんなで協力しながら支援を行っていきます。（各区長・地区担当民生児童委員が、長野市からリストの提供を受け、関係者において個々の避難計画を作ります。）

ア 要配慮者（避難行動要支援者）の身になって、防災環境の点検・改善を行う。

目や耳の不自由な人にも、警報や避難情報がきちんと伝えられるか、避難経路等に障害物や危険な場所はないかなどを点検し、改善に努めます。

イ 避難するときは、しっかり誘導する。

隣近所の助け合いが重要です。一人の要配慮者（避難行動要支援者）に複数の避難支援者を決めておきます。

ウ 困ったときこそ温かい気持ちで接する。

非常時こそ、不安な状況に置かれている人にやさしく接する必要があります。困っている人や要配慮者（避難行動要支援者）には、思いやりの心を持って接します。

エ 日頃から積極的にコミュニケーションを図る。

いざというときに円滑に支援ができるよう、日頃から積極的に要配慮者（避難行動要支援者）に対する見守り、定期的な声かけ、地域行事への参加呼びかけなどコミュニケーションを図ります。

避難誘導の方法：基本的には徒歩による避難を呼びかけますが、要配慮者の避難誘導については、必要に応じて車で搬送できるよう、計画を見直していきます。

(4) 新型コロナウイルス感染症への対応

新型コロナウイルス感染症が広がっている状況では、従来の避難場所へ行く避難だけでなく、親戚や友人宅等への分散避難が求められます。水害等あらかじめ予想される災害の場合は事前に避難することで三密を生まないようにしましょう。

3 地域の特徴と予想される災害

(1) 地域の特徴

- 千曲川は流域面積が大きく、長沼付近で河床勾配 1/1000、川幅 1km となる。豪雨時等、立ヶ花狭窄部で川幅が約 260m まで絞り込まれ（堰上げにより）水位が上昇する。
- 千曲川と浅川に挟まれた平坦な低海拔地帯であり、ゆるやかな北傾斜を持っている。（水害時、地区内には指定避難所がない）
- 農用地（果樹園・水田等）区域内に住宅地が点在している。
- 豪雨時には、地区内の小河川が冠水する。（たびたび）
- 千曲川と浅川が共に増水し、浅川から千曲川への自然流下ができなくなると、排水機場による排水作業が行なわれる。（近年の運転状況：過去 5 年間で 3 回運転）
- 千曲川が増水で、千曲川水位が一定レベルに達すると、排水機場のポンプが停止する。
- 過去に千曲川が氾濫し、4m を超える浸水により 168 名の生命が失われ、約 300 戸の家屋が流失したことがある。（戌の満水 1742 年）
- 令和元年台風第 19 号により、穂保地先で完成堤防であった千曲川堤防が越水により決壊し、2 名の生命が失われ、870 棟以上の家屋が浸水し、70%以上が全壊等の甚大な被害を受けた。
- 当地区を震源地とする大地震が発生したことがある。（長沼地震 1941 年）

(2) 予想される災害

- 豪雨による被害：千曲川や浅川の氾濫や堤防決壊、家屋への浸水
- 地震による被害：家屋の倒壊や火災、千曲川や浅川の堤防決壊、液状化
- 暴風（台風や竜巻など）による被害：家屋や電柱の倒壊

(3) 災害（洪水）対策

- 決壊した場所を含め、立ヶ花狭窄部から村山橋間の左右両岸の堤防強化（全面被覆）、令和 5 年出水期までに事業終了予定。
- 令和 2 年 1 月から国土交通省による、信濃川水系（千曲川）緊急治水対策プロジェクトで、立ヶ花・戸狩狭窄部の河道掘削・遊水池の設置等の工事が行われ、令和 9 年度末までに事業終了予定。

4 地域の防災対策（具体的な対策）

（1）災害対策本部の体制

地域の状況	世帯数：816 世帯 人口：2018 人(男 972 人、女 1046 人) 事業所数 100	※世帯数と人口は住民基本台帳 (R3.10.1 現在)
役員		備考
本部長（会長）	（住民自治協議会長）	第一配備本部員
副本部長（副会長）	（住自協安全防災部会長）	第一配備本部員
副本部長	（区長）	第一配備本部員
副本部長	（区長）	第一配備本部員
副本部長	（消防分団長）	第一配備本部員
長沼支所長	（長野市）	第一配備本部員
事務局長		第一配備本部員
支部長	各区副区長・区長代理	4 支部（自主防災会）
副支部長	各区防災指導員	
各活動班班長	各活動班	

（2）活動班編成

班名	担当者 (団体名等)	平常時の役割	災害時の役割
指揮調整班	自主防災会連絡協議会	全体調整及び防災機関・その他との事前調整 防災資器材の点検(整備)	全体調整 防災機関その他との調整 被害・避難状況の全体把握
情報連絡班	事務局	啓発・広報 無線設備の点検(整備)	防災機関などからの情報収集・伝達
避難誘導班	交通安全協会	避難経路の点検	住民の避難誘導
救出救護班	保健福祉部会	救出用器具の点検(整備)	負傷者の救出・応急手当・救護所への搬送
給食給水班	赤十字奉仕団	給食・給水器具の点検	炊き出し等の給食・給水活動
偵察情報班 消火水防班	消防分団	消防用器具の点検(整備)	水害：水害現場の対応 地震：火災が発生時、消火活動を優先、被害・避難状況の把握
要支援者班	自主防災会(区長) 民生児童委員	対象者の把握 支援体制の検討・整理 個別計画の作成・見直し・修正	見回り・声かけ等安否確認および避難行動要支援者の誘導

(3) 災害対策準備会議と災害対策本部について

ア 災害対策準備会議（準備会議）の設置

風水害が予測される際、必要に応じて地区内の危機感共有・防災行動の早期実施を目的とした準備会議を設置する。

会議の設置を以て、地区の災害対応を開始し、同報無線やスピーカーを活用し住民に災害への注意を呼びかける。

会議を設置した場合、区自主防災会役員・民生委員・消防団は事態の進展に備えて連絡が取れる状態にしておくこととする。

会議では国・県・市からの情報を共有し、災害対応を行うにあたって準備事項を参加者同士で確認・共有を行う。また、会議メンバーは各自主防災会・役員・民生委員・消防団員等に会議の内容を共有するとともに必要な指示を行う。

(4) 長沼地区災害対策準備会議・災害対策本部設置基準

ア 水害の場合

長野市から長沼支所長を經由し「流域警戒ステージ1」の通知が行われた場合、第一配備本部員は流域警戒ステージの情報を共有し、自主防災会へ情報を伝達し役員へ連絡可能な状態にするよう依頼を行う。また、必要に応じて災害対策準備会議を開催する。

同じく「流域警戒ステージ2」の通知が行われた場合、本部員を招集し災害対策本部及び自主防災会を設置する。

立ヶ花観測所で氾濫注意水位を超えると見込まれる時、または、長沼地区各地で内水氾濫が発生した場合にも本部員を招集し、災害対策本部及び自主防災会を設置する。

イ 地震の場合

震度5弱以上の場合、各区の自主防災会による被害状況の収集を行い、支所へ集結し、被害状況に応じて対策本部設置を協議し、設置する。

(5) 長沼地区災害対策本部移転・活動停止基準

ア 水害の場合

長野市から長沼支所長を經由し「流域警戒ステージ3」の通知が行われた場合、本部長は古里支所へ災害対策本部移転について連絡を行う。

同じく「流域警戒ステージ4（警戒レベルⅣ；避難指示）」が発令された場合、本部の移転作業を開始する。

長野市より避難指示が発令された、もしくは立ヶ花観測所において氾濫危険情報が発表された場合、本部・区自主防災会・民生委員・消防分団は速やかに地区内での活動を停止して、災害対策本部を移転し、その他の住民は避難を行う。

(6) 災害対策本部及び自主防災会等での実施事項について

ア コミュニティタイムラインについて

台風による水害に備えて、災害対策本部で実施する事項については別途定めた「長沼地区コミュニティタイムライン（本部版）」に基づき行動する。

コミュニティタイムラインでは災害発生の5～3日前から氾濫危険情報の発表までを対象に「いつ」「誰が」「何を行うのか」を千曲川（犀川）流域緊急対応タイムラインで定められた流域警戒ステージで区分し、その時々の対応を記載されている。

イ 要支援者・住民への情報伝達について

流域警戒ステージ 2：災害発生の概ね 2 日前の段階になった際には、災害対策本部から各自主防災会に対して、要支援者名簿の確認と共有を行うよう指示する。

流域警戒ステージ 3：災害発生の概ね 1 日前には早期避難が必要な人に対して、避難を呼びかける。各自主防災会は民生委員と協力し、依頼してある支援者に要支援者の避難状況の確認を取る。(避難情報が発表されている場合に限る)

流域警戒ステージ 4：災害発生の当日には電話・デジタル簡易無線・サイレン・積載スピーカー等を活用し、全住民に対して避難情報を伝達し、未避難者に対しては声かけを行う。

ウ 防災行動の停止について

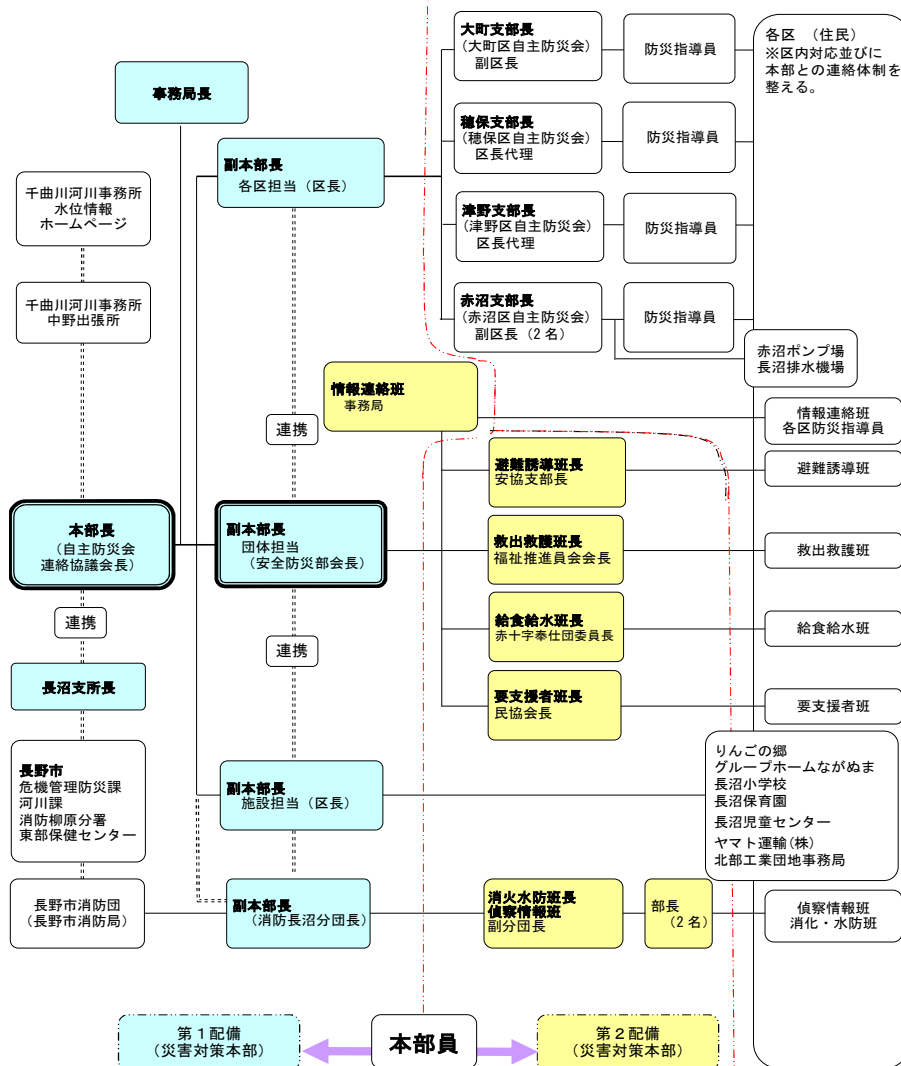
防災対応にあたる各役員・民生委員・消防分団員の生命を守るため、地区内での防災行動は長野市による「避難指示」の発令までとする。

それ以降は速やかに活動を停止し、安全な場所へ避難を行う。

また、災害対策本部の活動停止を避けるため、流域警戒ステージ 3 の段階で古里支所と災害対策本部の移転先について連絡を行い、立ヶ花水位観測所において氾濫危険水位を超過した段階で移転作業を開始する。

本部の移転を行う場合には、災害対策本部は各地区の自主防災会に指示し、サイレン等を吹鳴し住民に対して本部移転の周知・支援終了の通知（ラストメッセージの発信）を行う。

(7) 長沼地区災害対策本部組織図（緊急連絡網）



(8) 防災関連施設・設備連絡

施設・設備名	場所	所在地又は設置数等	備考
浅川排水機場	千曲川合流点	44 t / 秒	(市森林農地整備課)
長沼排水機場	浅川合流点	16.5 t / 秒	(市林農地整備課)
赤沼ポンプ場	浅川合流点	1.8 t / 秒	(市河川課)
長野市防災行政無線 屋外子局	赤沼嫁持土	赤沼 1896-11	
	赤沼公会堂内	赤沼 201-1 他	
	長沼支所	穂保 941	
	穂保研修センター	穂保 91-2	
	大町消防置場	大町 92-1	
	長沼小学校	津野 191	
	東北中学校	大町 945	
	赤沼三叉路(一之配)	赤沼 3911	
	北町集会所	赤沼 2169-35	
防災ラジオ	長沼地区内	被災前は全戸配布	被災後流出多数につき、補充検討中
防火水槽	長沼地区内	30基	
消火栓	長沼地区内	95基	
可搬式排水ポンプ	赤沼公会堂横倉庫	2台 (3.1 m ³ /分×2台)	(市維持課)

(9) 防災資器材等

令和3年7月現在

ア 住民自治協議会が保有する主な防災資器材

場所	物資名	数量	備考
住自協事務室	デジタル簡易無線機 基地局	1	
	ヘルメット	6	
住自協倉庫	本部用テント	1	
	アンブ	1	
	コードリール	2	
	デジタル簡易無線機	54	本部9、第二配備本部員4、大町自主防災会6、穂保自主防災会6、津野自主防災会5、赤沼自主防災会12、消防団12
	発電機	1	
	給食用羽釜	2	
各区	担架付リヤカー	5	
	車椅子	10	
	発電機	4	
消防団倉庫	発電機	1	
	ライフジャケット	6	

※ 災害対応に必要な防災資器材は順次整備するものとします。

イ 長野市・国土交通省（千曲川河川事務所）が保有する主な防災資器材

			千曲川河川事務所		長野市	
			中野出張所	長野出張所	長沼支所 水防倉庫	赤沼 水防倉庫
資器材名	規格	単位	長沼※	村山		
万年土嚢		袋	12400	2100		
1t土嚢(耐候性)		枚		350		
土のう空袋		袋			600	350
1 t 土のう空袋		枚				
蛇籠	15cm×60cm×5m	本	81			
提灯蛇籠	15cm×60cm×5m	本	26			
むしろ	0.9m×1.8m	枚	100			
ビニールむしろ	0.9m×1.8m	枚	80			
	1.8m×3.6m	本		20		
縄		玉				33
二子縄		玉	29	9		
鉄線	#8			100kg		2巻
ビニールシート	各種	枚	36	9	20	40
トラロープ		巻		11	2	10
ビニールロープ	12m/m 200m巻	巻	7	2		2
	12m/m 20m巻			35		
	9mm (10m/30m)					
鋼杭（鉄杭）	各種	本	120	40	150	147
鋼杭頭(丸い物)	φ16×1.2m	本	63			
単管	φ48.6m/m×3m	本	12	4		
	φ48.6m/m×1m			20		
ビニールパイプ	φ15 cm×5m	本	5		1	
	φ15 cm×4m			2		
木杭	各種	本	30	2		
ツルハシ		丁	4		3	8
大ハンマー		丁			1	9
ハンマー	8ポンド	丁	17	5		10
掛矢		丁	6	2		2
スコップ	剣スコ	丁	42	14	20	520
一輪車		台	18	4	2	
鋸		丁	2	2	3	
手斧		丁		2	3	6
ペンチ		丁	10	2	1	3
シノ		丁	17	1	2	1
鉄線カッター		丁	7	2(小型)	0	0
鎌		丁	18	2		

			千曲川河川事務所		長野市	
			中野出張所	長野出張所	長沼支所 水防倉庫	赤沼 水防倉庫
資器材名	規格	単位	長沼※	村山		
ナタ		丁	3	2		
バリケード		個			20	
カナツチ		丁	5			
釘袋		丁	5			
熊手		丁		1		
T型マット		枚	1	1		
懐中電灯		個	2			
油吸着マット	各種	箱	1	6		
オイルフェンス	L=20m	袋	2	4		
中和剤	ポリミール IGARRON	本		1		
荷造り紐	ビニール紐（補強用）	巻	7			
カッターナイフ	大型	個	8			
物干し竿	4m	本		1		
袋型根固め用袋材	2 t 用	袋		68		
救急胴衣					10	
拡声器					1	
竹杵					6	

※以前は津野に倉庫があったが、堤防工事のために一時的に撤去しており、資材を長沼に集約している。

(10) 自主防災訓練の実施

災害発生時、地域住民が「長沼地区防災計画」に沿って適切な行動ができるよう、市や消防局等とも連携しながら、次の訓練を中心とした自主防災訓練を毎年度実施します。

- ア 偵察・情報収集・通報・伝達訓練
- イ 本部・自主防災会設置訓練
- ウ 避難訓練
- エ 交通規制・交通整理訓練
- オ 水防訓練
- カ 消火訓練
- キ 救出・救護訓練
- ク 給食・給水訓練
- ケ 避難所開設運営訓練
- コ その他

訓練の実施後は、訓練結果を検証し、次回訓練に反映するなど、定期的に活動内容を見直し、必要があれば防災計画の見直しを行います。

(11) 資器材の点検

活動体制の班ごとに、資器材の点検等を毎年度5月に実施します。

(12) 地区内の災害に関する協定一覧

災害発生時、地区内の避難行動要支援者（災害時要援護者）支援のほか、地域として緊急時の避難場所を確保するため、関係する組織や団体等との協定等を結びます。

■災害に関する協定等の締結状況一覧

令和3年3月31日現在

協定の当事者		立会人	協定名	締結日
特別養護老人ホーム「りんごの郷」	穂保区自主防災会	長野市消防局 中央消防署	災害時における協力応援体制に関する協定書	平成15年 2月3日
特別養護老人ホーム「りんごの郷」	ヤマト運輸(株) 長野主管支店	—	災害時における協力応援体制に関する協定書	平成18年 6月1日
穂保区	ヤマト運輸(株) 長野主管支店	—	洪水時緊急避難場所に関する覚書	平成26年 10月27日

(13) 災害時広域的一時利用施設等一覧

災害発生時並びにその後において、当地区内で救助や物資輸送の拠点等として利用する施設は、行政が災害発生時に一時的に選定することになると思われるが、候補先としてその認識をしておくものとします。

幹線道路に面し、大型車両の進入が容易で、かつ敷地内作業も可能な施設です。

所在地	施設名	管理者	備考
赤沼	国土交通省赤沼除雪ステーション	国土交通省長野国道事務所	救助や物資輸送の拠点 災害ゴミ一時集積所
赤沼	千曲川流域下水道下流処理区終末処理場	長野県千曲川流域下水道建設事務所	
穂保	JAながの長沼農産物直売所	JAながの	救助や物資輸送の拠点
赤沼	マツヤショッピングモール跡地	株式会社デリシア	
赤沼	赤沼公園	長野市公園緑地課	災害ゴミ一時集積所

(14) 地区の避難場所・防災機関の連絡先一覧

地域の状況	世帯数：816 世帯 人口：2018 人(男 972 人、女 1046 人)	※世帯数と人口は住民基本台帳 (R3.10.1 現在)	
避難場所等	施設名	電話番号	備考
洪水時緊急避難場所 (地区指定)	ヤマト運輸(株)長沼主管支店	TEL 296-6743	穂保区
洪水緊急避難所 (市指定)	長野運動公園(450 人)	TEL 244-3290	長野市 ○内はコロナ 禍収容人数 ※浅川が氾濫 しなければ可能
	北部スポーツ・レクリエーションパーク(300 人)	TEL 266-0582	
	昭和の森公園フィットネスセンター(60 人)	TEL 295-3055	
	古里小学校※(250 人)	TEL 296-4298	
	徳間小学校(200 人)	TEL 244-2131	
洪水以外避難場所 (地区指定)	長野市農民館	TEL 296-9404	大町区
	穂保高台避難公園		穂保区
	穂保研修センター		穂保区
	津野公会堂		津野区
	赤沼公会堂	TEL 295-6099	赤沼区
洪水以外避難所 (市指定)	長沼小学校(100 人)	TEL 296-9711	長野市 ○内はコロナ 禍収容人数
	東北中学校(360 人)	TEL 296-5400	
	古里小学校(250 人)	TEL 296-4298	
	豊野西小学校	TEL 257-3700	

緊急時の連絡先	連絡先	電話番号	備考
	市役所	TEL 226-4911 (代表)	
	市長沼支所	TEL 296-9712	
	市鶴賀消防署	TEL 223-0119	
	市鶴賀消防署 柳原分署	TEL 296-0119	
	市危機管理防災課	TEL 224-5006	
	市河川課	TEL 224-5046	
	市東部保健センター	TEL 295-3330	
	市上下水道局総務課	TEL 224-5070	
	市防災行政無線 (自動応答)	TEL 0120- 479-231	

	長野中央警察署	TEL 244-0110	
	長野中央警察署 東北交番	TEL 295-4545	
	千曲川河川事務所	TEL 227-7611 (代表)	
	千曲川河川事務所中野出張所	TEL 0269-22-2729	
	中部電力株式会社長野営業所	TEL 0120-984-510	
	長野 LP 協会長野支部	TEL 235-0520	
	株式会社 NTT 東日本 (電話線の切断、電柱の損傷等)	TEL 113(局番無し) TEL 0120-444-113	
地区内福祉関係施設等	特別養護老人ホームりんごの郷	TEL 296-1165	
	グループホームながぬま	TEL 236-9830	
	長沼小学校	TEL 296-9711	
	長沼保育園	TEL 296-9753	
	長沼児童センター	TEL 296-5987	
	北部工業団地事務局 担当：ニッキフロン 東山	TEL 090-3473-8072	

(15) 防災機関に求める対応措置

災害を未然に防ぐため、または災害による被害が最小限になるよう、次のとおり関係機関が実施するもの並びに関係機関に要望するものとします。

ア 千曲川・犀川増水対策

- ① 下流部における氾濫を軽減させるため、ダムにおいては予め事前放流を行い、一時貯留対策をとる。

令和2年5月29日(金)信濃川水系(上流部)の治水協定を、河川管理者・ダム管理者・関係利水者間で、既存ダムの洪水調節機能強化のため締結。水害対策のために使える容量の割合が従来の20.0%から、締結後88.6%へと向上。

- ② 信濃川水系緊急治水プロジェクトで、堤防の強化を立ヶ花狭窄部から村山橋間の左右両岸で全面被覆による堤防強化を令和5年出水期までに実施。
- ③ 令和9年度までに河道掘削・遊水池の整備、立ヶ花狭窄部掘削等を実施し、水位を計画堤防高以下に下げる。
- ④ 現在整備中の都市計画道路「北部幹線」は、古里小学校及び東北中学校脇を通り、穂保地籍の国道18号まで都市計画決定されているが、避難所へのルートでもあるため、その早期完成を要望する。

イ 長沼地区災害対策本部の移転

災害対策本部の設置場所について、長沼支所を退去しなければならない場合には、古里小学校を移転先とする。(R3.11.1 古里支所・古里住民自治協議会と協議済み)

長沼地区防災計画

令和3年12月発行

発行	長沼地区住民自治協議会 長沼地区自主防災会連絡協議会
住所	〒381-0003 長野市穂保 941（長沼支所内）
電話	026-217-2262

